

志水

当課に明達し問題の所在を明らかにし

ア北長

ア中長

地域政策課長

平成7年/月20日

各局（部）右翼課長 殿

総務課長

（件名）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する
法律施行令案について

今般、厚生省・庁より別添文書を以って、標記法律・政令（案）について、協議越しました。

については、本件に関し、質問がありましたら貴局（部）取り纏めの上、
1月24日（火）17時までに、また、意見等がありましたら貴局（部）取り
纏めの上、1月26日（木）17時までに当課法令班（ext. [redacted]）宛
連絡下さい。

（意見等のない場合も、その旨を必ず連絡下さい。なお、上記期限までに
連絡がない場合は、意見なしとして扱います。）

説明会を希望される場合は、月 日（ ） 時 までに連絡下さい。

配布先：官儀、官総、官人、官信、官会、官厚、官在、報報、

文一、領政、総総、軍軍、国行、ア他政、北米一、

中南一、欧西一、近一、経総、経協政、系系、情国

担当 伊田
（チ線2106）
1月26日12時までにご連絡願います

ア地政にて取りまとめますので

※質問は24日までです。

事 務 連 絡

平成7年1月20日

各省（庁）法令担当官殿

厚生省保健医療局

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令案について（協議）

標記について、別添のとおり協議致しますので、ご質問がある場合には1月25日（水）17：00までに、ご意見のある場合には1月27日（金）17：00までに文書にてご連絡ください。なお、それぞれ期限までにご連絡のない場合には、ご質問、ご意見のないものとして扱わせて頂きます。

（連絡先）

あ び る

厚生省保健医療局企画課

日原、阿比留

☎

FAX

（参考）

事務次官等会議 2月13日（月） （予定）

閣 議 2月14日（火） （予定）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令案要綱

第一 被爆者の範囲

被爆者の要件たる区域等を定めること。（第一条関係）

第二 被爆者健康手帳

一 都道府県知事（広島市又は長崎市にあつては、当該市の長とする。以下同じ。）は、被爆者健康手帳交付台帳を備え、これに被爆者健康手帳の交付に関する事項を記載しなければならないものとする。

（第二条関係）

二 その他被爆者健康手帳について必要な事項を定めること。

第三 原子爆弾被爆者医療審議会

一 原子爆弾被爆者医療審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。

（第八条関係）

二 その他原子爆弾被爆者医療審議会の組織及び運営について必要な事項を定めること。

第四 手当等

一 介護手当は、その月において介護を受けた日数等に応じて、月を単位として支給するものとする。
(第十四条関係)

二 葬祭料は、被爆者の死亡の際における居住地の都道府県知事が支給するものとする。
(第十五条関係)

第五 費用

都道府県並びに広島市及び長崎市に対する交付金及び国庫負担金の額の算定について必要な事項を定めること。
(第十六条及び第十七条関係)

第六 その他

一 この政令は、平成七年七月一日から施行すること。

二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令を廃止すること。

三 その他所要の規定を整備するとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条第一号及び第二号、第二条第三項、第五条、第十二条第一項、第十五条第三項、第十九条第一項、第二十条第一項、第三十一条、第三十二条、第四十三条第一項及び第二項、第五十一条並びに附則第十七条及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（被爆者の範囲）

第一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第一条第一号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第一に掲げる区域とする。

2 法第一条第二号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和二十年八月二十日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月二十三日までとする。

3 法第一条第二号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第二に掲げる区域とする。

（被爆者健康手帳交付台帳）

第二条 都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。次条、第四条、第十五条、第十六条（第六号を除く。）及び第十七条において同じ。）は、被爆者健康手帳交付台帳を備え、これに被爆者健康手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

（居住地の変更）

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）を移したときは、三十日以内に、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定の適用については、広島市及び長崎市の区域は、それぞれ広島県及び長崎県の区域外とし、一の都道府県の区域とみなす。

（被爆者健康手帳の再交付）

第四条 都道府県知事は、被爆者健康手帳を破り、汚し、又は失った者から被爆者健康手帳の再交付の申請

があつたときは、被爆者健康手帳を交付しなければならない。

(省令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、被爆者健康手帳について必要な事項は、厚生省令で定める。

(会長)

第六条 原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会議)

第七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門の事項の調査)

第九条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、学識経験のある者のうちから厚生大臣が委嘱する者に、当該専門の事項に関する調査を行わせることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生省保健医療局企画課において処理する。

(運営)

第十一条 第六条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(政令で定める機関)

第十二条 法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者

二 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者

2 前項の規定は、法第十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。

（医療に関する審査機関）

第十三条 法第十五条第三項及び第二十条第一項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合に設置される医療に関する審査機関とする。

(介護手当の支給)

第十四条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が六万八千七百円を超えるときは、六万八千七百円）とする。

2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、十万三千五百円を超えるとときは十万三千五百円とし、二万三千三百円に満たないときは二万三千三百円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 二万三千三百円

(葬祭料の支給)

第十五条 葬祭料は、被爆者の死亡の際における居住地の都道府県知事が支給するものとし、その額は十四万九千円とする。

(交付金)

第十六条 法第四十三条第一項の規定により毎年度国が都道府県並びに広島市及び長崎市に交付する交付金の額は、次に掲げる額（広島市及び長崎市にあっては第六号に掲げる額を除く。）の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

一 法第二条第二項の規定により都道府県知事が行う被爆者健康手帳の交付に要する費用の額

二 法第七条の規定により都道府県知事が行う健康診断に要する費用の額

三 法第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第三十二条の規定により都道府県知事が行う医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料の支給に要する費用の額

四 法第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第二十八条第二項の規定により都道府県知事に対して行われた認定の申請の件数を基準として厚生大臣の定める方式によって算定した認定の事務の処理に要する費用の額

五 法第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項

及び第三十二条の規定により都道府県知事が行う医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料の支給の件数を基準として厚生大臣の定める方式によって算定した医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料の支給の事務の処理に要する費用の額

六 第十八条第一項の規定により都道府県知事が行う医療費及び一般疾病医療費の支給の事務の処理に要する費用の額

七 第十八条第一項の規定により都道府県知事が行う特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定の事務の処理に要する費用の額

(国庫の負担)

第十七条 法第四十三条第二項の規定により毎年度国が都道府県並びに広島市及び長崎市に対して負担する額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

一 法第三十一条の規定により都道府県知事が行う介護手当の支給に要する費用の額の十分の八に相当す

る額

二 法第三十一条の規定により都道府県知事が行う介護手当の支給の件数を基準として厚生大臣の定める方式によって算定した介護手当の支給の事務の処理に要する費用の額の二分の一に相当する額

(権限の委任)

第十八条 法第五十一条の規定により、法第十七条第一項及び第三項（法第二十一条において準用する場合を含む。）並びに第十八条第一項に規定する厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任し、法第三十三条第三項に規定する厚生大臣の権限は、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任する。

2 法第十七条第三項（法第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する権限は、前項の規定にかかわらず、厚生大臣も行使することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（法附則第十七条の政令で定める区域）

第二条 法附則第十七条の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第三に掲げる区域とする。

(法附則第十九条の政令で定める経過措置)

第三条 法の施行の際現に法附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十二条第四項又は第十四条の四第二項の規定により委託を受けている者は、それぞれ、法第十五条第四項又は第二十条第二項の規定により委託を受けた者とみなす。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令等の廃止)

第四条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令(昭和三十二年政令第七十五号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令(昭和四十三年政令第二百七十三号)

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第五条 施行日前に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令(以下「旧原爆医療法施行令」という。)第二条の規定により備えられた被爆者健康手帳交付台帳は、第二条の規定によ

り備えられた被爆者健康手帳交付台帳とみなす。

第六条 この政令の施行前に旧原爆医療法施行令第三条第一項の規定によりされた届出は、第三条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第七条 この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第四条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請をしている者に係る当該申請は、第四条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請とみなす。

第八条 この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第六条第一項の規定により置かれた会長である者は、第六条第一項の規定により置かれた会長とみなす。

第九条 この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条第一項の規定により置かれている部会は、第八条第一項の規定により置かれた部会とみなす。

2 この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条第二項の規定により指名された委員である者は、第八条第二項の規定により指名された委員とみなす。

3 この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条第三項の規定により置かれた部会長である者は、第八条第三項の規定により置かれた部会長とみなす。

第十条 この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条の二の規定により厚生大臣が委嘱している者に係る当該委嘱は、第九条の規定により厚生大臣がした委嘱とみなす。

（健康保険法施行令の一部改正）

第十一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）」に改める。

（公営住宅法施行令の一部改正）

第十二条 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の七第四号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第八条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項」に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十七条の六第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第十四条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の四中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

（国家公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十五条 国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第二項及び第八項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改め、同条第九項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に」

を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に」に改める。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第十六条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第十号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)」に、「第十四条の二」を「第十八条」に改める。

第二十九条の二第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

(国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正)

第十七条 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項第二号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第二条」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第一条」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十八条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第二項及び第八項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)」に改め、同条第九項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)第七条第一項第十四号を次のように改正する。

十四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

（老人保健法施行令の一部改正）

第二十二条 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に、「第十四条の二」を「第十八条

」に改める。

(所得税法施行令の一部改正)

第二十三条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項」に改める。

第三十条の三第二十号中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)第二条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項」に、「第三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第四条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第五条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第五条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第二十四条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項

」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第二項」に改める。

（厚生省組織令の一部改正）

第二十五条 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

第三十三条第五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

別表第一（第一条関係）

一 広島県安佐郡祇園町

二 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木

三 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田

四 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北

五 長崎県西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷及び小江原郷

六 長崎県西彼杵郡長与村のうち、高田郷及び吉無田郷

別表第二(第一条関係)

一 広島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三篠本町一丁目、三篠本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東観音町一丁目、東観音町二丁目、西観音町一丁目、西観音町二丁目、観音本町、南観音町、広瀬北町、寺町、空鞆町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、堺町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町

、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、
胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、葉研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平
田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、国泰寺町
、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町
一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稻荷町、松川町
、土手町、桐木町、段原大畑町、段原町、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二葉の里、大須賀
町、松原町及び猿猴橋町

二 長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、
本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稻佐町二
丁目、稻佐町三丁目、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、錢座町、井樋ノ口町、船蔵町、
宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平
町

一 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原

二 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下

三 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川

四 広島県佐伯郡石内村

五 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井

六 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、

小野原上、境原及び幸ノ神

七 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二

八 広島県安佐郡戸山村

九 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取

十 広島県安佐郡伴村

十一 長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷

十二 長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷

十三 長崎県西彼杵郡三重村のうち、詰ノ内、白髪及び遠木場

十四 長崎県西彼杵郡時津村

十五 長崎県西彼杵郡長与村（高田郷及び吉無田郷を除く。）

十六 長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈

十七 長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名

十八 長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名

理 由

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に伴い、被爆者の範囲、原子爆弾被爆者医療審議会の運営、都道府県に対する交付金の交付等について必要な事項を定める等の必要があるからである。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令案新旧対照条文

○健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）

（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（高額療養費） 第七十九条（略） 2 被保険者又はその被扶養者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第五項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項各号に掲げる額が六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる額から六万三千円を控除した額を高額療養費として支給する。 3 9（略） 10 法第五十九条ノ二第四項から第六項までの規定は、特定療養費又は家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項及	（高額療養費） 第七十九条（略） 2 被保険者又はその被扶養者が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第五項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項各号に掲げる額が六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる額から六万三千円を控除した額を高額療養費として支給する。 3 9（略） 10 法第五十九条ノ二第四項から第六項までの規定は、特定療養費又は家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項及

び第六項中「被扶養者」とあるのは「被保険者又ハ其ノ被扶養者」と、「療養ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ療養ヲ」と、「療養ニ」とあるのは「其ノ療養ニ」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 法第四十四条ノ四第六項及び第七項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第六項中「被保険者ガ」とあるのは「被保険者又ハ其ノ被扶養者ガ」と、「指定訪問看護ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ指定訪問看護ヲ」と、それぞれ読み替えるものとする。

び第六項中「被扶養者」とあるのは「被保険者又ハ其ノ被扶養者」と、「療養ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ療養ヲ」と、「療養ニ」とあるのは「其ノ療養ニ」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 法第四十四条ノ四第六項及び第七項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第六項中「被保険者ガ」とあるのは「被保険者又ハ其ノ被扶養者ガ」と、「指定訪問看護ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ指定訪問看護ヲ」と、それぞれ読み替えるものとする。

○公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）

（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十七条に規定する者） 第四条の七 （略） 一、三 （略） 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けている者 五・六 （略）	（法第十七条に規定する者） 第四条の七 （略） 一、三 （略） 四 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第八条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けている者 五・六 （略）

○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）
（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（高額療養費） 第十七条の六 （略） 2 自衛官等が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他長官が定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該自衛官等が第五項の規定による認定を受けた者である場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該自衛官等が同一の月にそれぞれの病院等から受けた当該療養に係る前項第一号から第五号までのいずれかに掲げる金額が六万三千円を超えるときは、当該掲げる金額から六万三千円を控除した金額を高額療養費として支給する。 3 13 （略）	（高額療養費） 第十七条の六 （略） 2 自衛官等が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他長官が定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該自衛官等が第五項の規定による認定を受けた者である場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該自衛官等が同一の月にそれぞれの病院等から受けた当該療養に係る前項第一号から第五号までのいずれかに掲げる金額が六万三千円を超えるときは、当該掲げる金額から六万三千円を控除した金額を高額療養費として支給する。 3 13 （略）

改 正 案	現 行
（高額療養費） 第三条の二の四 （略） 2 被保険者又はその被扶養者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第五項の規定による社会保険庁長官の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項各号に掲げる額が六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる額から六万三千円を控除した額を高額療養費として支給する。 3（略） 10 法第三十一条ノ二第四項及び第五項の規定は、特定療養費又は家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「其ノ療養ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護	（高額療養費） 第三条の二の四 （略） 2 被保険者又はその被扶養者が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第五項の規定による社会保険庁長官の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項各号に掲げる額が六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる額から六万三千円を控除した額を高額療養費として支給する。 3（略） 10 法第三十一条ノ二第四項及び第五項の規定は、特定療養費又は家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「其ノ療養ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関

に関する法律（平成六年法律第百十七号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ療養ヲ」と、「療養ニ」とあるのは「其ノ療養ニ」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 法第二十九条ノ四第六項及び第七項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第六項中「其ノ指定訪問看護ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ指定訪問看護ヲ」と読み替えるものとする。

12
14
（略）

する法律（昭和三十二年法律第四十一号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ療養ヲ」と、「療養ニ」とあるのは「其ノ療養ニ」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 法第二十九条ノ四第六項及び第七項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第六項中「其ノ指定訪問看護ヲ」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ指定訪問看護ヲ」と読み替えるものとする。

12
14
（略）

改 正 案	現 行
（高額療養費） 第十一条の三の二（略） 2 組合員又はその被扶養者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項各号に掲げる金額が六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる金額から六万三千円を控除した金額を高額療養費として支給する。 3（略） 8 法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員が」とあるのは「組合員又	（高額療養費） 第十一条の三の二（略） 2 組合員又はその被扶養者が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項各号に掲げる金額が六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる金額から六万三千円を控除した金額を高額療養費として支給する。 3（略） 8 法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員が」とあるのは「組合員又

は被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。

9 法第五十七条第四項から第六項までの規定は、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に要した費用」とあるのは「その療養の給付につき支払うべき第五十五条第二項に規定する一部負担金の額又は其の療養に要した費用」と、同条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは

は被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。

9 法第五十七条第四項から第六項までの規定は、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に要した費用」とあるのは「その療養の給付につき支払うべき第五十五条第二項に規定する一部負担金の額又は其の療養に要した費用」と、同条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは「支

「支払があつたときは、その限度において」と読み替
えるものとする。

10
～
12
(略)

払があつたときは、その限度において」と読み替える
ものとする。

10
～
12
(略)

○国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）
（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第五十六条第一項の政令で定める法令） 第二十九条（略） 一、九（略） 十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）（同法第十八条の規定に係る部分を除く。） 十一、十四（略） （高額療養費） 第二十九条の二（略） 2（略） 3 被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第五項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第一項各号に掲げる額が六万三千円を超えると	（法第五十六条第一項の政令で定める法令） 第二十九条（略） 一、九（略） 十 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）（同法第十四条の二の規定に係る部分を除く。） 十一、十四（略） （高額療養費） 第二十九条の二（略） 2（略） 3 被保険者が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第五項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第一項各号に掲げる額が六万三千円を超えると

きは、当該各号に掲げる額から六万三千円を控除した額を高額療養費として支給する。

4
12
(略)

きは、当該各号に掲げる額から六万三千円を控除した額を高額療養費として支給する。

4
12
(略)

○国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）
 （附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二条の二 （略） 2 （略） 3 （略） 一 （略） 二 一般保険者のうちに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第四十一号）第一条に規定する被爆者（以下この条において「被爆者」という。）である者が含まれていること。 三 七 （略） 4 12 （略）	第二条の二 （略） 2 （略） 3 （略） 一 （略） 二 一般保険者のうちに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第二条に規定する被爆者（以下この条において「被爆者」という。）である者が含まれていること。 三 七 （略） 4 12 （略）

改 正 案

現 行

（高額療養費）

第二十三条の三 （略）

2 組合員又はその被扶養者が原子爆弾被爆者に対する
援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による
一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一
般疾病医療費の支給」という。）その他自治省令で定
める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養
及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定によ
る組合の認定を受けた者である場合における同項に規
定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組
合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院
等から受けた当該療養に係る前項各号に掲げる金額が
六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる金額か
ら六万三千円を控除した金額を高額療養費として支給
する。

3 37 （略）

8 法第五十八条の二第三項及び第四項の規定は、訪問
看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看
護についての第二項、第四項又は第五項の規定による
高額療養費の支給について準用する。この場合におい

（高額療養費）

第二十三条の三 （略）

2 組合員又はその被扶養者が原子爆弾被爆者の医療等
に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による
一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一
般疾病医療費の支給」という。）その他自治省令で定
める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養
及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定によ
る組合の認定を受けた者である場合における同項に規
定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組
合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院
等から受けた当該療養に係る前項各号に掲げる金額が
六万三千円を超えるときは、当該各号に掲げる金額か
ら六万三千円を控除した金額を高額療養費として支給
する。

3 37 （略）

8 法第五十八条の二第三項及び第四項の規定は、訪問
看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看
護についての第二項、第四項又は第五項の規定による
高額療養費の支給について準用する。この場合におい

て、同条第三項中「組合員が」とあるのは「組合員又はその被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他自治省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。

9 法第五十九条第四項から第六項までの規定は、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他自治省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他自治省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に要した費用」とあるのは「その療養の給付につき支払うべき第五十七条第二項に規定する一部負担金の額又は其の療養に要した費用」と

て、同条第三項中「組合員が」とあるのは「組合員又はその被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給その他自治省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。

9 法第五十九条第四項から第六項までの規定は、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）による一般疾病医療費の支給その他自治省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による一般疾病医療費の支給その他自治省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に要した費用」とあるのは「その療養の給付につき支払うべき第五十七条第二項に規定する一部負担金の額又は其の療養に要した費用」と、同

、同条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）
（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法律による給付等との調整） 第七条 （略） 一〇十三 （略） 十四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号） 十五〇二十六 （略） 2 （略）	（他の法律による給付等との調整） 第七条 （略） 一〇十三 （略） 十四 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号） 十五〇二十六 （略） 2 （略）

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二十六条の四の政令で定める給付） 第十条 法第二十六条の四に規定する障害を支給事由とする給付であつて、<u>手当に相当するものとして政令で定めるものは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）</u>に基づく介護手当とする。	（法第二十六条の四の政令で定める給付） 第十条 法第二十六条の四に規定する障害を支給事由とする給付であつて、<u>手当に相当するものとして政令で定めるものは、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）</u>に基づく介護手当とする。

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条（略） 一（略） 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく介護手当 三（略）	附 則 第三条（略） 一（略） 二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）に基づく介護手当 三（略）

○老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）
（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第三十四条の政令で定める法令） 第三条（略） 一〇十（略） 十一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（同法第十八条の規定に係る部分を除く。） 十二〇十六（略）	（法第三十四条の政令で定める法令） 第三条（略） 一〇十（略） 十一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）（同法第十四条の二の規定に係る部分を除く。） 十二〇十六（略）

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（障害者及び特別障害者の範囲） 第十条 （略） 一、四 （略） 五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項（認定）の規定による厚生大臣の認定を受けている者 六・七 （略） 2 （略） （老人等の範囲） 第三十条の三 一、十九 （略） 二十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項（医療特別手当の支給）に規定する医療特別手当、同法第二十五条第一項（特別手当の支給）に規定する特別手当、同法第二十六条第一項（原子爆弾小頭症手当の支給）に規定する原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項（健康管理手当の支給）に規定する健康管理手当又は同法第二十八条	（障害者及び特別障害者の範囲） 第十条 （略） 一、四 （略） 五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第八条第一項（認定）の規定による厚生大臣の認定を受けている者 六・七 （略） 2 （略） （老人等の範囲） 第三十条の三 一、十九 （略） 二十 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）第二条第一項（医療特別手当の支給）に規定する医療特別手当、同法第三条第一項（特別手当の支給）に規定する特別手当、同法第四条の二第一項（原子爆弾小頭症手当の支給）に規定する原子爆弾小頭症手当、同法第五条第一項（健康管理手当の支給）に規定する健康管理

第一項（保健手当の支給）に規定する保健手当の支給を受けている者

二十一・二十二（略）

手当又は同法第五条の二第一項（保健手当の支給）に規定する保健手当の支給を受けている者

二十一・二十二（略）

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）
（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（障害者の範囲） 第七条 （略） 一、四 （略） 五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第 十一条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けて いる者 六・七 （略）	（障害者の範囲） 第七条 （略） 一、四 （略） 五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者の医療 等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第 八条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けてい る者 六・七 （略）

○厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）
（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保健医療局の事務） 第七条 （略） 一 （略） 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関すること。 三十八 （略） 2 （略） （企画課） 第三十三条 （略） 一四 （略） 五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。 六十八 （略）	（保健医療局の事務） 第七条 （略） 一 （略） 二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の施行に関すること。 三十八 （略） 2 （略） （企画課） 第三十三条 （略） 一四 （略） 五 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の施行に関すること。 六十八 （略）

参照条文

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）一抄

（被爆者）

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

（被爆者健康手帳）

第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地

とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(医療機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があったとき、その他指定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かな

ければならない。

（診療報酬の審査及び支払）

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（被爆者一般疾病医療機関）

第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十条 厚生大臣は、第十八条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第十八条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（介護手当の支給）

第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、

政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者（その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。）が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

（葬祭料の支給）

第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（国の負担等）

第四十三条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用（介護手当に係るものを除く。）を当該都道府県に交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲

げる費用の一部を補助することができる。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

附 則

（健康診断の特例）

第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被爆者とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

一 原子爆彈被爆者に對する援護に關する法律案提案理由説明

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてまいりました。また、被爆者の方々に對しましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づき、医療の給付、手当等の支給を始めとする各般の施策を講じ、被爆者の健康の保持増進と福祉を図ってきたところでありますが、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な対策を講ずることが強く求められてきております。

こうした状況を踏まえ、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律におきましては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにするとともに、国の責任において総合的な被爆者対策を実施することを明確にすることとしております。

第二に、被爆者であつて、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度の対象となる前に死亡した者の遺族である方に対し、特別葬祭給付金を支給することとしております。

第三に、国は、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験を次の世代に伝えるとともに、原爆死没者の方々に対する追悼の意を表す事業を行うこととしております。

第四に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく各種の手当等につきましては、これを引き続き支給することとしておりますが、健康管理手当等の手当に現在設けられている所得制限につきましては、これを撤廃することとしております。

第五に、福祉事業の実施及びこれに対する補助を法定化するとともに、原子爆弾の放射能が身体に及ぼす影響についての調査研究を促進するための規定の整備を図ることとしております。

以上のほか、各種手当等の支給とともに、被爆者対策の柱となっております医療の給付につきましても、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づく施策を引き続き行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成七年七月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案要綱

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案要綱

第一 前文

被爆後五十年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに堪がみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定するものとする。

第二 被爆者

この法律において、「被爆者」とは、広島市及び長崎市に原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者並びに原子爆弾が投下された際又はその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者等であつて被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうものとする。 (第一条関係)

第三 被爆者健康手帳の交付

都道府県知事は、申請に基づき、被爆者健康手帳を交付するものとする。こと。（第二条関係）

第四 原子爆弾被爆者医療審議会

厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会を置くものとする。こと。（第三条関係）

第五 援護

一 通則

国は、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。こと。（第六条関係）

二 健康管理

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとする。こと。（第七条関係）

三 医療

1 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行うものとする。こと。（第十条関係）

2 厚生大臣は、1の医療を担当させる指定医療機関を指定するものとする。 (第十二条関係)

3 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病につき、医療機関から医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給するものとする。 (第十八条関係)

4 都道府県知事は、3による支払を受けることができる一般疾病医療機関を指定するものとする。 (第十九条関係)

四 手当等の支給

1 医療特別手当

都道府県知事は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかっていると認定された者（以下「認定疾病患者」という。）であつて現にその状態にあるものに対し、医療特別手当を支給するものとする。 (第二十四条関係)

2 特別手当

都道府県知事は、認定疾病患者（医療特別手当の支給を受けている者を除く。）に対し、特別手当

を支給するものとする。 (第二十五条関係)

3 原子爆弾小頭症手当

都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるものに対し、原子爆弾小頭症手当を支給するものとする。 (第二十六条関係)

4 健康管理手当

都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害その他の障害を伴う疾病にかかっているものに対し、健康管理手当を支給するものとする。 (第二十七条関係)

5 保健手当

都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者等に対し、保健手当を支給するものとする。 (第二十八条関係)

6 介護手当

都道府県知事は、被爆者であつて、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、介護手当を支給するものとする。 (第三十一条関係)

7 葬祭料

都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、葬祭料を支給するものとする。
と。(第三十二条関係)

8 特別葬祭給付金

被爆者であつて、昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める地域に在った者等（当該死亡した者の葬祭を行う者が葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。）の遺族には、特別葬祭給付金を支給すること。（第三十三条から第三十六条まで関係）

(1) 遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とすること。

(2) 特別葬祭給付金の支給を受けようとする者は、平成九年六月三十日までに、請求を行わなければならないものとする。

(3) 特別葬祭給付金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付するものとする。

五 福祉事業

1 都道府県は、被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができるものとする。 (第三十七條關係)

2 都道府県は、次の事業を行うことができるものとする。 (第三十八條關係)

(1) 被爆者であつて、日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

(2) 被爆者であつて、日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適當と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

(3) 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になつたものを、都道府県知事が適當と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

3 都道府県は、養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、都道府県知事が適當と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができるものとする

こと。(第三十九条関係)

第六 調査及び研究

一 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(以下「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならないものとする。(第四十条第一項関係)

二 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とする民法法人に対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができるものとする。(第四十条第二項関係)

第七 平和を祈念するための事業

国は、原子爆弾による尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとする。(第四十一条関係)

第八 費用

一 都道府県は、医療特別手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用並びにこの法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用を支弁するものとする。こと。（第四十二条関係）

二 国の負担等

国は、一の規定により都道府県が支弁する費用のうち、医療特別手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用を都道府県に交付若しくは負担するものとし、この法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用の一部を補助することができるものとする。こと。（第四十三条関係）

第九 雑則

一 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。こと。（第四十九条関係）

二 その他受給権の保護、再審査請求、罰則等に関し、所要の規定を置くこと。

第十 附則

- 一 この法律は、平成七年七月一日から施行すること。
- 二 原子爆弾の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止すること。
- 三 その他本法の施行に伴う所要の規定を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。